

刑事弁護はいま 大転換を求められています

裁判員に“わかる弁護”を行うために。

日本の刑事弁護をリードする実践者の取り組み成果を一冊に集約

裁判員裁判 刑事弁護マニュアル

後藤貞人、四宮 啓、高野 隆、早野貴文 編

すべての弁護人に、真に実践的な裁判員裁判の
弁護マニュアルを提供します。

裁判員制度開始後 初の公判の日に 編者一同



映像DVD ビジュアルと文字の双方から
&書籍解説 ポイントが理解できます。

- 定 価 5,500円(本体5,238円)
- 商品形態 模範弁護映像DVD + 書籍(B5判・300頁)

商品構成

映像DVD 1 新しい弁護スタイルの要点 2 冒頭陳述 3 主尋問 4 反対尋問 5 最終弁論

書籍目次

- | | |
|--|--|
| <p>第1章 裁判員裁判と刑事弁護のあり方</p> <p>01 裁判員制度と弁護士の役割</p> <p>02 裁判員裁判の刑事弁護—その論理と技法</p> <p>第2章 刑事弁護の実践～手続別弁護活動マニュアル～</p> <p>01 裁判員裁判を受任するに当たって</p> <p>02 公判前の準備/03 公判前整理手続と準備活動</p> <p>04 裁判員選任/05 冒頭手続/06 冒頭陳述</p> <p>07 証拠調べ/08 主尋問/09 反対尋問</p> <p>10 異議/11 最終弁論</p> <p>12 裁判長の「説明」と評議へ向けた弁護活動</p> <p>13 被害者の参加</p> <p>14 控訴審から見た裁判員裁判</p> | <p>第3章 刑事弁護とコミュニケーション</p> <p>01 元判事・元検事から見た刑事弁護
刑事弁護に望むこと
刑事弁護に期待されるもの
Quo vadis domine?</p> <p>02 説得の論理学と裁判員裁判</p> <p>03 説得の心理学と裁判員裁判</p> <p>04 説得の言語学—訴求力ある表現とは何か</p> <p>05 コミュニケーションと市民の視点</p> <p>06 メディアの立場からの一考察</p> <p>07 裁判員裁判における映像利用とその限界</p> |
|--|--|



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

日本の刑事弁護をリードする精鋭弁護士による 最高水準のマニュアル

書籍内容

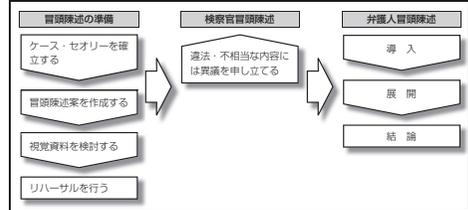
- 第1章 裁判員裁判における刑事弁護の意義と弁護人の役割を明示
- 第2章 裁判員裁判の各手続段階のポイントを提示
- 第3章 「コミュニケーション」をキーワードに、弁護士界の外からの貴重な助言を集約

内容見本

DVD 刑事弁護を实践する上で大いに役立つ、
弁護パフォーマンスの模範を収録。



書籍 手続ごとの概要、
具体的な対応のポイントを明示。



1. 冒頭陳述の目的

裁判員裁判において、「証拠により証明すべき事実その他の事実上及び法律上の主張があるとき」、弁護人の冒頭陳述は必要である（刑事訴訟法316条の30、裁判員法49条）。そして、裁判員法は、冒頭陳述について、「証拠により証明すべき事実を明らかにするに当たっては、公開前整理手続における争点

によって、裁判員にわかりやすく事件の争点を提示することを期待している。しかし、弁護人にとっての冒頭陳述の意義は、事件の争点提示にとどまるものではない。公開を通じての弁護人の獲得目標は、ケース・セオリーを裁判員・裁判官に理解・納得してもらい、弁護人の求める結論に裁判員・

3. 冒頭陳述の内容

冒頭陳述において、何を述べるのかを説明する。

設例のテーマの例を挙げる。

(1) ケース・セオリーを語る

ケース・セオリーを裁判員・裁判官に理解・納得してもらうことが公開を通じての弁護人の獲得目標である。そして、冒頭陳述は、公開手続において、初めてケース・セオリーを具体的に提示する機会である。

設例におけるケース・セオリーの例を挙げる。

被告人は、人違いによって犯人にされてしまった。

(2) 物語を語る

裁判員・裁判官の関心を引くためには、物語を語ることが効果的である。

無味乾燥な事実の羅列よりも、物語として事件を語れば、裁判員・裁判官は、興味を持って冒頭陳述を聞いてくれる。また、物語はイメージを喚起する。イメージは記憶に残りやすい。裁判員・裁判官にイメージが強く印象付けられれば、後に続く証拠調べにおいて、被告人に有利なイメージに沿った証拠の評価をしてもらえるだろう。

物語を語ることを意識しない例を挙げる。

- ① 小百合は、犯人の顔をはっきり見ていない。小百合は、犯人の後ろ姿の特徴が被告人と似ていたため、被告人が犯人だと思い込んだ。
- ② 被告人は、犯行時刻ごろ、自宅に帰るために車を運転中だった。
- ③ 被告人の作業服についていた小百合の血は、被告人が事件後に長沢宅に入ったときについたものである。

[注] 本件の争点は、高橋さんが犯人かどうかです。高橋さんの犯人性を判断する上で重要

書籍のお試し読み、お申し込みはコチラ
<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規 裁判員弁護

検索

CLICK!